平成２６年（フ）第３２５号
北海道旭川市大町２条４丁目21番地の37　ゆうコーポ５号室
債務者　明石　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
沖縄県うるま市勝連南風原4041番地１
債務者　照屋　　稔
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第６地割16番地31、旧住所岩手県下閉伊郡山田町豊間根第３地割35番地39　第２ステーションサイドハイツ２Ｆ202
債務者　堀合美保子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第４５６２号
大阪府箕面市箕面６丁目10番５号
債務者　松島　　章
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３８号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番９―507号
債務者　藤井　大貴
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４２号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所静岡県掛川市和光２丁目２番地の１
債務者　安長　浩信（旧姓清和）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目20番19号　第一朝日マンション306号室、前住所栃木県宇都宮市さつき２丁目６番21号
債務者　髙田　竹志
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７０号
岡山市北区富田411番地２　マンション貴203号室
債務者　古川　貴之
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７１号
岡山県玉野市御崎１丁目４番２号
債務者　野上　　修
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２６年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8288番地45
破産者　野村　茂泰
1　主文　当裁判所が平成26年10月16日にした破産手続廃止決定及び免責許可決定中、破産者の住所が「鹿児島県曽於郡有明町野井倉8288番地45」とあるのを「鹿児島県志布志市有明町野井倉8288番地45」と更正する。
2　決定年月日　平成26年11月17日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４５号
千葉県柏市旭町１丁目14番３―509号
破産者　持丸　久江（開始決定時の姓貴島）
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７号
神奈川県平塚市東八幡２丁目９番31号
破産者　株式会社和光
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３７号
仙台市若林区文化町７番14号
破産者　有限会社朝日新聞山形中央販売
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４７号
川崎市幸区南加瀬４丁目10番３号
破産者　英木材有限会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目31番地10　ＰＩＮＥビルⅡ302号
破産者　田中　清隆
1　破産債権の届出期間　平成26年12月11日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午前10時
平成26年11月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９１７号
大阪市中央区備後町３丁目２番８号
破産者　株式会社セイクレスト
1　破産債権の届出期間　平成26年12月17日まで
2　一般調査期日　平成27年３月４日午後２時
平成26年11月19日
大阪地方裁判所第６民事部